府　令

○内閣府令第三十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）法第十七条の二第二項第二号及び第三十七条の規定に基づき、地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（特定業務施設において常時雇用する従業員） **第三十一条**　法第十七条の二第二項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める常時雇用する従業員の数 イ　拡充型事業を行おうとする場合　地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員の数及び当該特定業務施設に集中地域（法第五条第四項第五号イに規定する集中地域をいう。以下同じ。）にある他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の数 ロ　移転型事業を行おうとする場合　地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員の数、当該特定業務施設に集中地域（法第十七条の二第一項第一号に規定する地域（以下「特定集中地域」という。）を除く。）にある他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の数及び当該特定業務施設に特定集中地域にある他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の数	（特定業務施設において常時雇用する従業員） **第三十一条**　法第十七条の二第二項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員の数及び当該特定業務施設に他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の数（移転型事業を行おうとする場合にあっては、当該特定業務施設に法第十七条の二第一項第一号に規定する地域（第三十三条第二号及び第三十六条第二項において「特定集中地域」という。）にある他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の数を含む。）

二　地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員及び当該特定業務施設に集中地域にある他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の職種

（特定業務施設において常時雇用する従業員に関する要件）

第三十三条　法第十七条の二第三項第二号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいう。以下同じ。）の実施期間に地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において増加させると見込まれる第三十一条第一号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ又はロに定める常時雇用する従業員の数が五人以上（中小企業者の場合は、一人以上）であること。

二　［略］

（実施状況の報告）

第三十六条　［略］

2　前項の実施状況報告書には、特定業務施設の整備を行ったことを証する書類（特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設の整備を行った場合にあっては、これらの施設の整備を行ったことを証する書類を含む。）及び特定業務施設において認定事業者が増加させた従業員が新たに雇い入れた常時雇用する従業員であること又は集中地域にある他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であることを証する書類（移転型事業を行った場合にあっては、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に特定集中地域にある他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であることを証する書類を含む。）を添付しなければならない。

備考　表中の［一］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

二　地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員及び当該特定業務施設に他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の職種

（特定業務施設において常時雇用する従業員に関する要件）

第三十三条　法第十七条の二第三項第二号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいう。以下同じ。）の実施期間に地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数が五人以上（中小企業者の場合は、一人以上）であること。

二　［同上］

（実施状況の報告）

第三十六条　［同上］

2　前項の実施状況報告書には、特定業務施設の整備を行ったことを証する書類（特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設の整備を行った場合にあっては、これらの施設の整備を行ったことを証する書類を含む。）及び特定業務施設において認定事業者が増加させた従業員が新たに雇い入れた常時雇用する従業員であること又は他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であることを証する書類（移転型事業を行った場合にあっては、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に特定集中地域にある他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であることを証する書類を含む。）を添付しなければならない。